

平成20年1月号（No.422）より連載を開始いたしました  
「ADR特集」の第7回目の特集記事については、  
『日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の仲裁・調停とADR認証の取得』と題し、  
日本スポーツ仲裁機構機構長の道垣内正人氏にご執筆いただきました。

# 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の 仲裁・調停と ADR認証の取得

日本スポーツ仲裁機構  
機構長

道垣内正人

早稲田大学大学院法務研究科教授、  
弁護士（長島・大野・常松法律事務所）。

なお、本稿は筆者の個人的見解に基づくものであり、機構その他の意見を示唆するものではない。

ADR特集  
No. 7  
Alternative,  
Dispute,  
Resolution,

## I JSAAとは

日本スポーツ仲裁機構（Japan Sports Arbitration Agency）（以下、「JSAA」という。）は、スポーツ界における紛争を中立・公平に、かつ、迅速に解決する仕組みを構築することによって、「法の支配（rule of law）」を確立することを目的として、2003年4月に設立されたものである。たとえば、競技団体が競技者の世界大会出場選考に当たって不公正な決定をしたのではないかとの疑いがある場合、その決定に不服があるアスリートが外部の信頼できる第三者の判断を仰ぐことが保証され、仮に実際に問題があれば、その是正が図られるという仕組みの存在は、スポーツ界のインフラストラクチャーとして重要であり、そのような透明性のある環境のもとでこそ、アスリートはスポーツに打ち込むことができると考えられるからである。

設立の母体は、日本オリンピック委員会・日

本体育協会・日本障害者スポーツ協会の3団体であり、主としてこれらの団体からの拠出金で運営されているが、その運営が競技団体側に偏ったものとなつては上記の目的は達成できない。そこで、JSAAの理事を9名とし、そのうち、6名は上記3団体が各2名を任命するものの、うち少なくとも1名は競技者又は元競技者でなければならぬこととし、さらに、その6名が3名の中立理事を選任することとするという仕組みを採用している。こうすることによって、競技団体側も競技者側も、さらには外部の第三者も、いずれも単独では多数意見を形成することができないことになり、中立的なJSAAの運営が確保されている。

JSAAの日常業務は、機構長と2名の専務理事のものと（以上は非常勤）、事務総長及び事務員（1名ないし2名）で構成される事務局で行っている。事務局は国立代々木競技場内にオフィスを借りている（業務時間は平日の14:00-17:00）。その他、JSAA設立以来の情報（定款、理事会議事録、会計関係資料、仲裁及び調停規則、仲裁判断を含む。）はすべて、そ

のホームページ（<http://www.jsaa.jp/>）において公開している。

なお、実際の仲裁は、JSAAが直接に行うわけではなく、原則として各当事者が選任した仲裁人とその2名の仲裁人が協議して選任した第三仲裁人の計3名が構成する仲裁パネルによって行われる。

## II

### スポーツ仲裁

JSAAは3種類の仲裁を用意している。

第1は、トップレベルの競技者を統括する競技団体（161団体）の決定に対して、不服を抱く競技者がその決定の取消しを求めるというタイプの事件についての仲裁である。仲裁である以上、競技団体がこれに任意に応ずることが必

要であるが、約26.7%の団体は競技者から申立てがあれば仲裁には必ず応じる旨を表明した条項（自動受諾条項）を採択している。この条項の採択が増えていけば、競技者にとって安心できる透明性の高いシステムとなるものと期待される。この仲裁の申立料金は5万円であり、スポーツ界における公的インフラの一つとして赤字で運営されている。弁護士に依頼すればその費用は自己負担であるが、事案によっては、弁護士費用の一部を含めて競技団体の費用負担とする旨の仲裁判断が下される例もある。ちなみに、これまで、懲戒処分、オリンピック代表選考、強化指定選手選考などをめぐる紛争が持ち込まれ、スポーツ仲裁規則に基づいて8件の仲裁判断が下されている。既述のように、原則は3名の仲裁人の合議で判断がされるが、競技会の開催間近であるといった特別の事情があれば、単独の仲裁人による緊急仲裁が行われる

表1「スポーツ仲裁規則」による仲裁事件

事件番号 JSAA-AP-	事件名*	申立ての概要	結論	仲裁判断 言渡しの日	仲裁人の数	申立てから 言渡しまでの期間	審理終結か ら言渡しまでの期間
2003-001	ウエイトリフティング事件	除籍処分の取消	処分取消し。 申立料金の相手方負担。	2003年 8月4日	3名	1ヶ月と 20日	14日
2003-002	テコンドー事件	ユニバシアード大会派遣選手等選考決定の取消等	請求棄却 (一部は却下)	2003年 8月18日	1名 (緊急仲裁)	5日	0日
2003-003	身体障害者水泳事件	強化指定選手に指定しない旨の決定の取消等	請求棄却	2004年 2月16日	3名	5ヶ月と 27日	12日
2004-001	馬術事件	オリンピック大会派遣人馬決定の取消等	請求棄却。しかし、 申立料金及び申立人の要した費用のうち50万円の相手方負担。	2004年 7月14日	3名	22日	6日
2004-002	身体障害者陸上競技事件	パラリンピック大会派遣選手決定の取消等	請求棄却 (一部は却下)	2004年 8月26日	3名	1ヶ月	0日
2005-001	ローラースケート事件	アジア選手権への派遣選手決定の取消	申立て却下	2005年 5月6日	1名 (緊急仲裁)	10日	1日
2006-001	セーリング事件	訴外オプティミスト・ディンギー協会のナショナル・チームへの内定取消決定を取り消すよう指導勧告せよ等	請求棄却(被申立人の決定の内容確認請求については認容)	2006年 11月7日	3名	1ヶ月と 25日	16日
2008-001	カヌー事件	オリンピック・アジア地区選手会出場選手選考決定の取消等	請求棄却 (一部は却下)	2008年 5月8日	1名 (緊急仲裁)	0日	0日

ことがあり、実際、申立て当日に審問手続を行い、その日のうちに仲裁判断が下された例もある。

第2の仲裁は、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁である。日本は2007年2月1日から、「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の適用対象国となっており、これに準拠して、日本アンチ・ドーピング機構は「日本ドーピング防止規程」を同年7月1日に施行している。それによれば、ドーピング検査の結果、クロ判定があると、「日本ドーピング防止規律パネル」が制裁措置を決定するとされ、その決定及びこれに基づく競技団体の決定に不服がある場合には仲裁によって解決されることとされている。国際競技連盟から正式に認められるには、このアンチ・ドーピングの仕組みを受け容れなければならぬため、少なくともトップレベルの競技団体・競技者等はすべて仲裁合意をしていることになる。

A国の代表選手選考をめぐるトラブルはA国の問題にすぎず、国際的関心を呼ばないのとは対照的に（この種の紛争は第1のスポーツ仲裁規則により処理される）、ドーピング問題は世界の関心事項であって、A国の選手がシロであったとのA国の仲裁判断では国際的な信頼は得られない。そのため、日本ドーピング防止規程によれば、(a) 国際競技大会における競技会で発生した事件又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、ドーピング規律パネルの決定は、ローザンヌに本部を置くスポーツ仲裁裁判所（CAS）にのみ不服申立てをすることができ、(b) 日本アンチ・ドーピング機構により定められる国内水準の競技者であって、(a)に基づいて不服申立てをする権利を有さない者が関与した事件の場合には、当該決定は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる、とされている。

なお、ドーピングに関するルールには刑事法

的色彩があり、規律パネルの処分が寛大すぎると考えれば、世界アンチ・ドーピング機構や国際競技連盟が検察官のように不服申立てをすることができるとされている。また、JSAAのもとでの国内レベルの競技者のドーピング事件についての仲裁判断であっても、世界ドーピング防止機構等がこれに不服であればスポーツ仲裁裁判所へ申立てを行うことができるとされている。

ちなみに、日本ドーピング防止規程の施行後、ボディビル、チェス、セーリング、網引競技、障害者水泳、ウエイトリフティング等の選手について規律パネルはドーピング違反を認定して資格停止を決定しているが、不服申立ての事例はない。

第3の仲裁は、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁である。第1の「スポーツ仲裁規則」による仲裁との関係で「特定」という文言が入っているが、実際にはこちらの仲裁が一般的な性格のものであり、スポーツに関する紛争であればすべて扱うことができる。仲裁申立料金は52,500円とほぼ同じであるが、管理料金・仲裁人報償金は商事仲裁と同じく請求額に応じてスライドする仕組みであり、管理料金は請求額500万円の場合21万円であり、仲裁人報償金は「時間単価×時間」により、時間単価は4万円、3万円、2万5000円のいずれかでJSAAが諸般の事情を考慮して決定することになっている。このように、当事者には相当の金銭的負担がある手続であり、スポーツ・ビジネス紛争を主な対象として想定している。ただし、現在までのところ事例はない。

### III スポーツ調停

#### (1) スポーツ調停の目的

IIで述べた仲裁に加え、JSAAが調停業務を

開始したのは2006年10月30日からである。JSAAがその名称になっている仲裁に加えて調停業務を開始した理由は、競技者からJSAAに仲裁案件について相談があり、仲裁に応じるか否かを競技団体に問い合わせる過程で、当該競技者と競技団体との間で話し合いの機会が生まれ、円満に解決する例があり、このような当事者間の話し合いによる和解の斡旋を正面から取り上げることに意義があるとの感触を得たためである。また、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）の施行を控え、JSAAへのスポーツ界の信頼獲得のため一つの方策として、同法による認証を活用することが適切であると考えられたという理由も存在する。すなわち、同法の適用対象は仲裁業務ではなく調停業務であるため、調停業務を行うことが同法に基づく法務大臣の認証を得る前提となるからである。

「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」によれば、「スポーツに関する紛争についての当事者間の話し合いの場に調停人が臨席し、公平な第三者として助言等を適宜することによって、当事者が円満な和解に迅速に至るようあっせんする」ことを目的とするものである。スポーツ紛争の中には、判断権者として仲裁人を選定して、その判断を最終的かつ拘束力あるものとして受け容れることを合意して行う仲裁による解決が相応しいものとは別に、当事者間の話し合いによる和解を行う方がよい場合もある。調停はこのような紛争を対象とし、当事者が和解案を模索していく際に調停人が加わって、話し合いを円滑に進めようとするものである。

## （2）調停手続の開始

調停手続は、申立人と被申立人の両者が各2万5000円の調停申立料金・調停応諾料金を負担してはじめて開始する仕組みとなっている。調停手続は話し合いの場の設定に意味があり、

被申立人がこれに応じる姿勢を見せないときは、手続を行う意味がないからである。

## （3）適用対象事案

スポーツ調停の適用対象事案は「スポーツに関する紛争」全般である。ただし、2条2項は次の通り定めている。

### 「第2条（適用範囲）

- 1 …
- 2 前項の規定にかかわらず、次の紛争については、事実関係について当事者双方が確認し、理解することの手助けをすることを目的とする手続のみを行い、その限りでこの規則を準用する。
  - a 競技中になされる審判の判定に関する紛争
  - b スポーツ競技又はその運営に関する競技団体又はその機関がした懲戒処分決定に関する紛争」

つまり、このa及びbのような紛争については、当事者間限りで和解をしてしまうことは公正性・透明性の観点から妥当ではないと考えられるため、調停手続においては、紛争の基礎にあるかもしれない「事実関係」を当事者双方が確認し、理解する手助けを調停人が行う限度でのみスポーツ調停手続を利用することができますこととされているのである。

## （4）調停人の選定その他

調停においては最終的に両当事者が和解に至ることが目的とされるので、仲裁における以上に、両当事者の合意に重きが置かれる。そのことは、調停人の選定において以下のような形で表れている。

すなわち、両当事者が特定の調停人に合意している場合には、原則としてその者を調停人とする。これに対して、そのような合意がない

場合には、JSAAが予め用意したスポーツ調停人候補者リストから複数の者を特定して、それらの者を記載したリストを各当事者に送付し、これを受領した各当事者は7日以内に、異議のある候補者については×印を、その他の候補者については調停人への就任を希望する順位をしてJSAAに返送する。JSAAは、その回答を考慮して調停人を選定し、これを各当事者に通知するが、当事者がこの候補者の選定に異議があるときには、5日以内にその旨、理由を添えてJSAAに連絡する。この連絡を受けたJSAAは、調停人を別の者に差し替えるか否かを決定し、維持する場合にはその旨を、差し替える場合には新たな調停人を両当事者に通知するが、必要がある際には、リストの作成・送付からやり直す。そして、両当事者がJSAAから通知を受けた調停人を受け容れた場合又は当事者からの異議にかかわらずJSAAが最終的なものとして調停人を決定した場合、調停人が定まることになる。

#### (5) 非公開性

調停については、仲裁以上に秘密が守られている。すなわち、スポーツ仲裁規則によれば、仲裁手続に関する事項については守秘義務が課せられているが、その仲裁判断については、申立人等の氏名は秘すものの、被申立人である団体名は実名のまま公表されることになっている。これは、競技団体の決定を取り消す仲裁判断があった場合、競技団体がそれに従うことを促すため、スポーツ界その他社会一般のピア・プレッシャーが必要であり、また、ルールを示すという意義もあるからである。これに対して、調停に関しては、JSAAは、調停手続の結果について、両当事者の承諾を得た場合のみ、当事者の特定ができないような形で、事案の概要、解決方法等を公開することができる（統計的な数字の公表には当事者の承諾を要しない。）という扱いとなっている。これは、秘密が守られ

ることによってこそ、調停を行うインセンティブが当事者に生まれ、和解の可能性も高まると考えられるからである。

## IV

### ADR法による認証の取得

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下、「ADR法」という。）は、仲裁は対象としておらず、調停がその対象とされている。そして、法務大臣が一定の要件を審査して「紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る」ものであることを認証する制度が設けられている。JSAAの活動は、スポーツ界においてまだまだ十分に認知されているとはいえない状況にあり、調停についてではあるが、国の認証を得ることはその信頼を獲得する一手段となると考えられ、事実、JSAAの存在はそれまで以上に認識されるに至っている。

JSAAは、ADR法に基づく法務大臣の認証を得るために、法務省の認証ガイドライン等に従ってスポーツ調停規則の一部改正を行い、また、所用の諸規則等の整備を行った。そして、ADR法の施行初日の2007年4月2日に認証申請を行い、同年7月6日、第1号としてこの認証を受けた。

認証を受けることによって得られる直接の効果は、調停が不調に終わった場合に、当事者がその旨の通知を受けた日から1ヶ月以内に訴えを提起すれば、時効中断に関しては調停手続における請求の時に訴えの提起があったものみなされること（ADR法25条1項）、先に提訴されている場合でも、調停手続を優先して行う旨の当事者の共同の申立てがあれば、受訴裁判所は4ヶ月以内の期間を定めて訴訟手続を中止することができること（同法26条1項）などであ

る。しかし、スポーツをめぐる紛争の中には、裁判上の請求自体ができないものも少なくない（裁判所法3条の「法律上の争訟」でないため）。したがって、これらの効果はJSAAにとっての実際的なメリットとは言えない。

むしろ、調停業務及び組織運営についてのADR法の厳しい基準をクリアし、かつ、今後も法務省のチェックをクリアし続ける仕組みを組み込むことにある。外部の眼による規律が自己規律に加わることによって、JSAAの健全性を保つことができ、それが結果的にスポーツ界の信頼を獲得することに繋がると考えられるからである。ADR法には、理事による調停手続への不当な影響力の排除の方策をとること（同法6条4号）、調停手続における資料、手続を通じて記録された個人の秘密その他の情報の適切な管理すること（6条10号・11号・14号）、調停手続を実施する契約の締結に先立ち、当事者に手続に関する重要事項を記載した書面を交付して説明すること（14条）、毎年、事業報告書、財産目録、貸借対照表等を法務大臣に提出すべきこと（20条）などが定められている。また、取消事由に該当する疑いがある場合には法務省による立入検査等があることも（21条）、JSAAの継続的なグッド・ガバナンスの維持には有益であろう。

これまで、調停の申立ては3件あり、うち、1件では相手方がこれに応じなかったために調停手続が開始せず、1件については調停人が選任されて調停手続が行われたものの、両当事者の和解には至らなかった。しかし、残りの1件では、和解契約が締結され、円満に終了した。

## V

### おわりに

JSAAのこれまでの活動は、その実績を数字で見る限り、当初期待されたレベルには達して

いるとは到底言えない。特に、2007年度においては、「スポーツ仲裁規則」に基づいて3件の仲裁申立てがあったが、そのいずれについても競技団体がこれに応ずることを拒否し、仲裁は行われなかつた。

もっとも、JSAAの存在が競技団体の行動を間接的にコントロールしているという事実も見逃すべきではない。すなわち、透明性を高くし、公正・公平なルールに基づき、適正な手続に従った選手選考や懲戒処分の決定を行うという意識が浸透しつつあるように思われる。そのようにしなければ、競技者等の側からクレームが出され、自動受諾条項があれば直ちに仲裁に移行し、その採択をしていない団体にとっても、マスコミ等の監視がある以上、正当な理由なく仲裁に応じないことが困難となることが考えられ、競技団体としては、そのような帰結に至らないように配慮することになるのが自然の流れであろうと推察されるからである。

とはいっても、既述の自動受諾条項の採択をもつと推進しなければ、仲裁申立てを躊躇し、不満が鬱積するという状況になるおそれがある。スポーツ界を明るくするというJSAAの目的の達成のため、自動受諾条項の採択をはじめとするスポーツ界の理解獲得の努力をさらに進める必要があろう。少なくとも、トップ・アスリートを統括する競技団体には公的資金が補助金として投入され、社会的関心も極めて高いことに鑑みれば、スポーツ界の健全化のため、JSAAがすべきことはまだまだある。

（以上、数字は2008年5月26日現在）

